

人事行政の運営等の 状況について

鈴鹿市では、市職員の給与や定員管理、競争試験などの情報をお知らせし、人事行政運営における公平性や透明性を確保するため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、鈴鹿市の人事行政の運営等の状況について公表しています。

【内容】

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 職員の研修
- 7 福祉及び利益の保護状況
- 8 公平委員会の業務の状況

鈴鹿市

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位:人)

平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務(一般)	12(8)
事務(身障)	0(0)
技術(土木)	1(0)
保健師	1(1)
保育士	6(6)
消防士	6(0)
幼稚園教諭	6(6)
技能(業務員)	1(0)
労務(調理員)	3(3)
合 計	36(24)

平成 18 年度 (平成 18 年 4 月 1 日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務(一般)	15(6)
事務(身障)	1(0)
保健師	1(1)
保育士	5(5)
幼稚園教諭	3(3)
養護教諭	1(1)
消防士	5(0)
労務(調理員)	5(4)
合 計	36(20)

(2) 再任用の状況(平成 18 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	4	0	4
教育委員会	2	0	2
消防本部	0	0	0
水道局	1	0	1
合 計	7	0	7

(3) 退職者数(平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日)

(単位:人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局ほか	8	6	8	22
教育委員会	2	6	5	13
消防本部	1	0	1	2
水道局	0	0	0	0
合 計	11	12	14	37

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		H18	H17		
一般 行政 部門	議会	9	10	- 1	証明等の窓口業務増 新庁舎完成に伴い、これまで市民税課で交付していた税の証明書を市民課で交付するようになったため 高齢者・障害福祉業務増 産業政策・ものづくり支援業務の充実
	総務	262	258	4	
	税務	66	70	- 4	
	民生	220	218	2	
	衛生	98	97	1	
	労働	3	3	0	
	農林水産	33	33	0	
	商工	18	16	2	
	土木	172	171	1	
	小計	881	876	5	
特別 行政 部門	教育	238	246	- 8	教育退職者不補充, 嘱託職員対応 消防力の充足に伴う増
	消防	182	179	3	
	小計	420	425	- 5	
公営企 業等会 計部門	水道	77	79	- 2	水道事業の見直し, 合理化の促進 下水道関連事業の合理化
	下水道	47	53	- 6	
	その他	49	48	1	
	小計	173	180	- 7	
合計		1,474 (1,578)	1,481 (1,575)	- 7 (3)	

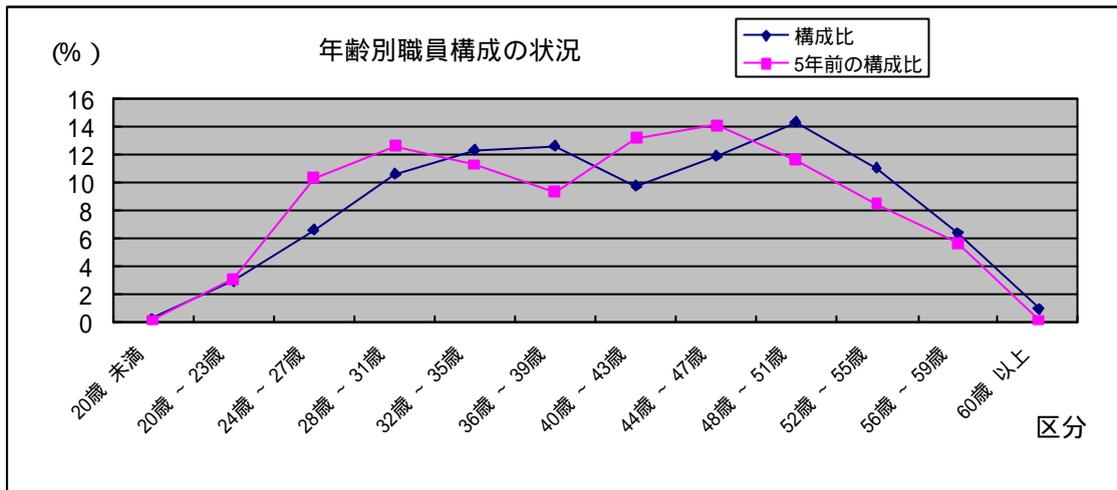
(総務省地方公共団体定員管理調査による)

- 1 職員数は一般職に属する職員です。(教育長含む)
- 2 ()内は, 条例定数の合計です

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4	47	85	160	169	193	158	153	216	160	121	8	1,474



(6) 定員適正化の状況

本市は当面合併を行わず、20万都市として自主自立した行政運営を行っていくことを決定したことから、合併による余剰人員を抱えているわけではなく、むしろこれからの権限委譲による業務量の増加に備える必要があります。このためにも一層の行財政改革を推進し、定員適正化の取り組みを図る必要があります。

一方、本市の定年退職者の動向を見ますと、10年後に定年退職のピークが予想されることから、これに伴う人事管理上の弊害等によって行政機能が低下することのないように、中長期的な視点で職員採用や人事管理を行い、知識と技能の伝承、人材の育成を図っていく必要があります。

このような視点から、平成18年2月に「鈴鹿市定員適正化計画」を策定し、平成16年4月の職員数1,493名を基準として、計画期間の平成17年度から平成26年度までの10年間で、職員数75名、率にして5%を純減することを目標に、着実な取り組みを進めています。

(7) 身体障害者の任用状況 (平成 18 年 6 月 1 日現在)

	市長部局ほか	教育委員会	水道局
身体障害者雇用者数 (人)	20	1	0
雇用率 (%)	1.93	0.45	0

(8) 女性職員の登用状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

	管理職			女性管理職の内訳		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部長級 (人)	次長級 (人)	課長級 (人)
市長部局ほか	193	23	11.9	0	0	23
教育委員会	13	0	0	0	0	0
消防本部	27	0	0	0	0	0
水道局	17	0	0	0	0	0
合 計	250	23	9.2	0	0	23

2 給与の状況

総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口（17年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）15年度 の人件費率
17年度	人 190,780	千円 57,702,548	千円 1,921,406	千円 11,188,664	% 19.4	% 20.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1,320	千円 5,388,987	千円 1,217,179	千円 2,224,052	千円 8,830,218	千円 6,689

（注）職員手当には退職手当を含まない。給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

平成17年度 100.8

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.5歳	357,898円	442,088円
技能労務職	46.1歳	288,240円	312,542円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，住居手当，時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		鈴 鹿 市	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,800円	190,900円
	高校卒	142,800円	155,300円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	284,900 円	331,863 円	386,500 円
	高校卒	229,820 円	284,900 円	327,500 円
技能労務職		184,463 円	217,359 円	264,297 円

一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員，技術員， 事務吏員，技術吏員	30 人	4.1 %
2 級	事務吏員，技術吏員	80 人	11.0 %
3 級	事務吏員，技術吏員， 副主査，主査，副主幹	195 人	26.7 %
4 級	主幹 困難な業務を分掌する副主幹	140 人	19.2 %
5 級	困難な業務を分掌する主幹	88 人	12.1 %
6 級	課長，副参事	153 人	21.0 %
7 級	参事，次長	31 人	4.3 %
8 級	部長	12 人	1.6 %
合 計		729 人	100.0 %

- (注) 1 鈴鹿市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給期間短縮の状況（全職種）

区 分		全職種
17 年度	職員数（人）	A 1,493
	普通昇給期間（12～24 月）を短縮 して昇給した職員数（人）	B 271
	比率（%）	B / A 18.2%

職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

鈴鹿市		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.45 月分	3.00 月分	1.45 月分
(1.60)月分	(0.75)月分	(1.60)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階，職務の級等による加算措置		職制上の段階，職務の級等による加算措置	
有		有	

(注) ()内は，再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

鈴鹿市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置		2～20%	・定年前早期退職特例措置		2～20%
・定年前早期退職特別昇給		4号給			
・1人当たり平均支給額 1,952 千円			24,928 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

鈴鹿市	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
4 級地	2%	1,473 人	2%

(平成 22 年度の制度完成時)

鈴鹿市	支給率	国の制度（支給率）
4 級地	10%	10%

(注) 国の制度では，平成 22 年度での完成を目指して，平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

支給実績（17 年度決算）	40,528 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（16 年度決算）	27,513 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16 年度）	38.2%
手当の種類（手当数）	17

(5) 時間外勤務手当

支給実績（17 年度決算）	417,471 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（17 年度決算）	283 千円
支給実績（16 年度決算）	405,915 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（16 年度決算）	312 千円

(6) 扶養手当，住居手当，通勤手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（17 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（17 年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000 円 一人目まで 配偶者扶養 6,000 円 配偶者非扶養 6,500 円 配偶者なし 11,000 円 二人目まで 6,000 円 三人目以降 5,000 円 特定期間加算 5,000 円	同		162,388 千円	110,243 円
住居手当	借家，家賃，借間 12,000 円を超える額，限度額 27,000 円 自宅 2,500 円	同		43,400 千円	29,463 円
通勤手当	交通機関 限度額 55,000 円 交通用具 限度額 60km 以上 24,500 円	同		97,782 千円	63,667 円

特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当	
給料	市長	1,058,000 円	6 月期	2.125 月分
	助役	816,000 円	12 月期	2.325 月分
	収入役	707,000 円	計	4.45 月分
報酬	議長	613,000 円	6 月期	1.825 月分
	副議長	539,000 円	12 月期	2.025 月分
	議員	485,000 円	計	3.85 月分
退職手当	市長 助役 収入役	（算定方式） 給料月額（退職時）×在職年数×450/100 給料月額（退職時）×在職年数×315/100 給料月額（退職時）×在職年数×243/100 （支給時期） 任期ごと		

3 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40 時間	8 : 30	17 : 15	12 : 15 ~ 13 : 00	12 : 00 ~ 12 : 15

公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1 年度 20 日
病気休暇		必要な期間（90 日以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1 年度 5 日以内
	結婚休暇	7 日以内
	産前・産後休暇	産前産後 8 週間（多産は産前 14 週間）
	育児時間	1 日 2 回 各 30 分以内 （生後 1 年以内）
	育児参加休暇	妻の産前産後の期間内に 5 日以内
	配偶者の出産	入院日から出産後 14 日以内の期間で 3 日以内
	子の看護休暇	1 年度 5 日以内
	忌引	配偶者 10 日、父母 7 日、 子 5 日、兄弟姉妹 3 日等
	公務上の負傷、疾病、通勤災害	治療に必要な期間
	生理休暇	2 日以内
	妊婦定期検診特別休暇	検診に必要な時間
夏季休暇	6 日以内	
介護休暇	配偶者等の介護	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

職員は1年度あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

平成17年度の職員一人あたりの平均取得日数は13日2時間です。

(4) 育児休業の取得状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日) (単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		合計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
育児休業の 取得人数	0	43	0	4	0	0	0	1	0	48
部分休業の 取得人数	0	7	0	1	0	0	0	0	0	8

(5) 介護休暇の取得状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日) (単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		合計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
介護休暇の 取得人数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することやその適正な運営の確保の目的から、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成 17 年度の分限処分の状況は次のとおりです。 (発令回数)

		免職	降任	休職	合計
市長部局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	13(5)	13(5)
教育委員会	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	26(6)	26(6)
水道局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計		0(0)	0(0)	39(11)	39(11)

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持・回復することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成 17 年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。 (単位：人)

		免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成 18 年 4 月 1 日現在の許可状況は次のとおりです。

区 分	人数	主な事業内容
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者等	12	役員、不動産等賃貸等

(3) 鈴鹿市職員倫理規程

鈴鹿市職員の倫理をより一層保持し、信頼される市政の遂行を図るために、鈴鹿市では、平成 11 年 1 月に鈴鹿市職員倫理規程を制定しました。

この規程では、本市の職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の皆さんからの負託を受け、許認可や検査、補助金の交付など様々な業務に携わっている中で、職員一人ひとりが公正な職務の執行に心がけ、市民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為を防止するなど、皆さんとの信頼を確保することを目的としています。今後もより一層の綱紀の粛正と、公正公平な職務の取組みを進め、市民の皆さんに信頼される職員であり続けたいと考えています。

職員の研修

1. 研修の概要

新しい時代に迅速かつ柔軟に対応できるよう、職員一人ひとりが絶えず意識改革をはかり、政策・施策・事業を効果的に遂行する能力を高めることを目的として、職員研修を実施しています。

市独自研修

- ・職場研修 OJT（各職場で実施）
- ・階層別研修 新規採用職員研修（前期・後期） 住民満足度向上研修（4年目）
広域圏合同研修（10年目） 中堅職員研修
新任課長級研修 管理職研修
- ・自己研修 CAP2005 手話研修 簿記研修 業務能力向上研修
- ・特別研修 地区市民センター窓口研修 庶務担当者研修 行政実務研修
人権研修 接遇研修 個人情報保護研修

派遣研修

三重県政策開発研修センター 三重県自治会館組合
三重県市町村振興協会 三重県建設技センター
市町村アカデミー 国際文化アカデミー
全国建設研修センター 自治研修協議会 等

2. 職員研修実施状況（平成17年度）

研修項目		実施件数	延受講者数(人)
市独自研修	階層別研修	15	599
	自己研修	11	25
	特別研修	11	684
派遣研修		74	161
合計		111	1469

(2) 勤務成績の評定の状況

平成17年度から庁内検討部会において人事評価制度の検討に入り、平成18年度には「あるべき職員像」等を明確にした『鈴鹿市人材育成基本方針』の策定をしました。

これに基づき『鈴鹿市人事評価制度』を検討していきます。

7 福祉及び利益の保護状況

職員の心身の健康の確保，勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成 17 年度は，次のような事業を行っています。

(1) 労働安全事業の状況

労働安全衛生法及び鈴鹿市職員の安全及び衛生管理に関する規程に基づき，事業者責任として，職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の機能充実を図っています。 メンタルヘルス対策として，第三者機関による電話相談窓口の利用の周知及びメンタル嘱託医を設置して，研修会や相談体制の充実に努めています。 交通安全運動期間中に安全衛生委員会による街頭指導及び安全運転管理者や新規採用職員等を講習会に派遣して職員の交通事故防止に努めております。
職員の健康管理	年 1 回全職員(人間ドック受診者を除く)を対象とした定期健康診断や，産業医による保健指導を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し，深夜業務従事者検診，B 型肝炎予防接種，潜水業務検診を実施しています。 また，各種がん検診，V D T 作業検診は希望者を募り実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	10,055 千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条の趣旨により，市が行う職員の保健，元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織である鈴鹿市職員共済組合に実施させ，共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
福利厚生事業	各種クラブへの活動費，人間ドック脳ドックに要した経費，職員の元気回復慰安事業の経費の 1/2
補助金の決算額	40,584 千円

(3)その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況（平成17年度）

- (1)勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
- (2)不利益処分に関する不服申立ての状況 0件